

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
おき、
翌日
の翌日)

目 次

◆ 告 示

字の区域の変更

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
豚等の移入の禁止
土地改良事業の認可(二件)
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
開発行為に関する工事の完了
公有水面の埋立ての免許の出願

◆ 正 誤

昭和五十六年五月鳥取県告示第四百七十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十七年十一月四日現在の地番による。)
大塚字清水	大塚字清水のうち四四及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大塚字後谷	大塚字後谷の全域並びに大塚字清水四四及びこれと一体をなす国有地

鳥取県告示第六十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
板倉内科医院	米子市西三柳三三三―一	昭和五十八年一月十一日
田本歯科医院	米子市万能町九	昭和五十八年一月一日
隅田歯科医院	米子市錦町二丁目二―二	昭和五十八年一月八日
Aコープ鳥取薬局コーナーイヌイ	鳥取市吉方温泉町四丁目六〇三	昭和五十八年一月五日

鳥取県告示第六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
板倉内科医院	米子市西三柳三三三―一	全 国	昭和五十八年一月十一日

田本歯科医院	米子市万能町九	昭和五十八年一月一日
隅田歯科医院	米子市錦町二丁目二―二	昭和五十八年一月八日
Aコープ鳥取薬局コーナーイヌイ	鳥取市吉方温泉町四丁目六〇三	昭和五十八年一月五日

鳥取県告示第六十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録にする政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
宮崎 一郎	鳥国医第二、八五九号	昭和五十七年十二月九日
都 田 恵 子	鳥国薬第五〇七号	昭和五十七年十二月十三日
絹 川 由 美 子	鳥国薬第五〇八号	昭和五十七年十二月十七日
野 坂 仁 愛	鳥国医第二、八六二号	昭和五十七年十二月二十日

水 沢 清 昭	鳥国医第二、八六三号	〃
前 田 孝 弘	鳥国医第二、八六四号	〃
山 下 富 美 子	鳥国葉第五〇九号	昭和五十七年十二月二十一日
三 木 美 奈 子	鳥国葉第五一〇号	昭和五十七年十二月二十二日

鳥取県告示第七十号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）
 第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお
 それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栃木県下都賀郡の区域

鳥取県告示第七十一号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（東小鹿地区農業用排水）事業
 は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項
 において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年二月一
 日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十二号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（福居地区ほ場整備）事業は、土
 地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい
 て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年二月一日認可
 したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の
 規定により、昭和五十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ
 き森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可を
 すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

安林	干害防備保	西伯郡	西伯町	領	宮内・防	二・八〇	西
安林	安林	西伯郡	西伯町	赤松	字門野	〇・〇二	野
水源かん養	水源かん養	西伯郡	西伯町	長田	字孝靈山	一・一〇	山
保安林	保安林	西伯郡	西伯町	大字法勝寺	法勝寺	〇・二二	寺
土砂流出防	土砂流出防	西伯郡	西伯町	大字伐株字大谷奥	大谷奥	〇・〇四	奥
備保安林	備保安林	西伯郡	西伯町	八七四・五三	日野地区	八七四・五三	区
"	"	日野郡	日野町・日南	八・六二	日野	八・六二	野
"	"	日野郡	日野町	一・五〇	日南	一・五〇	南

鳥取県告示第七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年十二月二十一日 鳥取県指令受都計第二百九十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市美吉字向中割

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市目久美町二九六

米田秋子

鳥取県告示第七十五号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、鳥取港湾事務所及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十八年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

田後港湾港管理者 鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字浦富字ニタ股三一八九―一―地先公有水面

(二) 区域

①の地点から④の地点までを順次に通る昭和五十七年の秋分の日の

満潮位における公有水面と陸地との境界線及び④の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに⑤の地点から⑩の地点までを順次に通る昭和五十七年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び⑩の地点と⑤の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 松島灯台から一五一度〇四分四八秒 四八三・〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一四六度〇八分〇五秒 二・八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二三六度〇八分〇五秒 六・三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三二六度〇八分〇五秒 二・八メートルの地点
- ⑤の地点 松島灯台から一五二度二六分〇四秒 四八四・〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二三一度三三分四六秒 一・三メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一七八度二六分四〇秒 三・二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二三六度〇八分〇五秒 七・八メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二六二度一〇分四〇秒 二・〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二一五度三三分〇八秒 一・九メートルの地点

点

⑪の地点 ⑩の地点から三一七度五七分三八秒 二・六メートルの地点

点

(三) 面積

四九・八六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字浦富字ニタ股三一八九―一 地先公有水面及び陸

域

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と⑤の地点とを直

線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 松島灯台から一五〇度三四分五三秒 四七二・五メートル

の地点

②の地点 ①の地点から一四六度〇八分〇五秒 二〇・三メートルの

地点

③の地点 ②の地点から二三六度〇八分〇五秒 三四・八メートルの

地点

④の地点 ③の地点から三一七度五七分三八秒 二〇・五メートルの

地点

(三) 面積

七三六・一六平方メートル

四 埋立地の用途

公共ふ頭用地

五 出願年月日

昭和五十八年一月七日

正

誤

昭和五十六年五月鳥取県告示第四百七十八号（土地改良区の役員の就退任について）中次の箇所~~に誤りがあつたので、訂正する。~~

頁 段 行 誤 正

八 下 十四 伊達光政 伊達光正